

# 令和8年度 小本中学校 部活動に係る活動方針 (R8.4.1改定)

岩泉町立小本中学校

本校では、部活動に係る活動方針を、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁及び文化庁）並びに「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」（令和6年1月 岩手県教育委員会）、「岩泉町における部活動の在り方に関する方針」（令和7年8月改定 岩泉町教育委員会）に則り、以下のとおりとする。

## 1 部活動の基本的な考え

### (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動

ア 生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動

イ スポーツや文化、科学等に親しませ、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動

### (2) 生徒のバランスのとれた生活と成長への配慮、部顧問の指導に係る業務の適正化

※学校全体の教育活動として、適切な部活動の運営を図っていく

## 2 本校の活動方針

### (1) 適切な運営のための体制整備

ア 活動方針及び活動計画等の策定・公表

ア) 校長は、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し公表する。

イ) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、大会参加予定等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

イ 指導・運営に係る体制の構築

ア) 校長は、円滑な部活動が運営できるよう、顧問の配置等を適正に進める。

イ) 部活動外部指導者（部活動指導員を含む）は、校長の総括管理のもと、部顧問と連携・協力しながら技術的指導及び補助を行う。

ウ) 校長は、「部活動に係る活動方針」について、各部育成会代表（保護者）等と共通理解を図る機会として「部活動連絡会」を年1回以上設定する。

エ) 県教育委員会が取りまとめた再発防止「岩手モデル」策定の趣旨を踏まえて暴力（体罰）・ハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 適切な指導の実施

ア) 校長及び顧問は、生徒の心身の健康状態を把握し、生徒一人ひとりの人格と価値観を尊重しながらその成長を支援し、不適切な指導（暴力、不適切な言動、性暴力・セクシャルハラスメント）の根絶を徹底する。

- イ) 顧問は、科学的な見地から、トレーニング効果を得るための計画的な休養日等、休養を適切に設定する。
  - ウ) 顧問は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解したうえで、合理的かつ効率的・効果的な練習となるよう指導にあたる。
- イ 熱中症事故等の防止
- ア) 顧問は、暑さ指数（WBGT）に応じた熱中症対策を取りながら部活動運営を行うこととする。積極的な水分補給、休憩時間の確保、運動量の調整など臨機応変な対応を取りながら指導にあたる。

### (3) 適切な休養日等の設定

- ◇ 小本中学校 部活動休養日及び活動時間の基準
- 1 週当たり2日（原則として土・日のどちらかと月曜日）以上の休養日を設ける。
- 2 1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、休業日（土・日・祝日・振替休業日及び長期休業中）は3時間程度とする。ただし、大会及び練習試合等は除く。

#### <附則>

- ① 部活動を補完する活動（育成会練習、スポーツ少年団活動等）が行われる場合は、部活動時間と合わせて、活動日と活動時間の基準を超えない活動とする。
- ② 長期休業中の活動は、この基準に準じた扱いとする。
- ③ 生徒が部活動以外の多様な活動ができるよう、部活動毎にある程度の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ④ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。
- ⑤ 学校休業日に大会や練習試合への参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の活動日の活動時間をもって調整する。
- ⑥ その他
  - ・ 活動時間には、移動時間や準備、片付け等の時間は含まない。
  - ・ 気象状況により活動予定日を休養日とした場合、他の日で活動日を調整することができる。
  - ・ 定期試験前の一定期間は、部活動休養日とする。

### (4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

#### ア 環境及び体制の整備

校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう留意するとともに、生徒が主体となって活動できる体制となるよう配慮する。

#### イ 特設部の設置

- ア) 生徒一人一人の興味・関心や可能性を伸ばしていくため、心身のたくましさを育成していくため、4つの常設部の他に、特設陸上部、特設駅伝部、特設サッカー部を設置する。
- イ) その他、生徒のニーズを踏まえ、必要に応じて特設部を設置する。

#### ウ 他校との合同練習（合同部活動）、他校との合同チームによる大会参加

- ア) 生徒の部活動の場を保障する観点から、部員数が少なくなったとしても、現在の4つの部による体制は維持していく。
- イ) 部員数減少に伴う十分な練習ができない環境を改善していくため、岩泉町の支援のもと、他校と合同練習（合同部活動）ができる体制、他校と合同チームを組んで大会に参加できる体制を整備していく。
- ウ) 部員数の減少による合同チームへの練習参加等、小規模校の部活動の課題等に対応していくため、原則として複数顧問による指導体制とする。

#### ウ 地域との連携（岩泉町との連携）

- ア) 岩泉町立中学校の部活動の課題について、岩泉町が設置する「岩泉町部活動検討委員会」において、協議を進めていく。内容については、部活動連絡会、PTA総会、学校運営協議会等で周知していく。
- イ) その他、校長は、地域のスポーツ・文化団体やスポーツ少年団との連携を図り、地域におけるスポーツ・文化環境の整備に、すべての関係者とともに取り組んでいく。

### 3 その他

本方針については、国や県、市などの動向に留意し、生徒や職員、保護者や地域などの意見を大切にしながら、必要に応じて見直しを図る。